

インフルエンザによる欠席期間の報告書（幼稚園）

<保護者様>

○インフルエンザと診断された場合は、学校へご連絡ください。

○インフルエンザの場合、以下の2つの条件を満たさなければ登校できません。

①発症した後5日経過している ②熱が下がった後2日（幼児は3日）経過している

（学校保健安全法施行規則第19条） ※この間は、「出席停止」の扱いになります

（注！） 欠席期間が発症した翌日より、4日以内及び8日以上の特例な場合は別に、医療機関で「インフルエンザ用登校（園）許可書」を記入していただく必要があります。その際は、学校から用紙をお渡ししますので、ご連絡ください。

○登校する日に、必要事項を記入したこの報告書を学校に提出してください。

（医療機関で書いてもらう必要はありません。）

○この報告書は、本校ホームページからダウンロードできます。

神戸市立太山寺幼稚園長あて

《インフルエンザ罹患者》 _____ 組 名 前 _____

保護者名 _____

医療機関で
お聞きください

《例》

		発症後、最低5日間は登園できません							
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26		
熱が下がった日に○		○	1日目	2日目	3日目		登園可能		
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28
熱が下がった日に○					○	1日目	2日目	3日目	登園可能

熱が下がった後3日を過ぎるまでは登園できません

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
熱が下がった日に○									

《受診した医療機関》 _____ 《受診日》 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

インフルエンザのご家庭での注意点

- ・元気がなくなった、何度も吐く、咳で夜眠れないなど、いつもと違うと思われたなら、早めに受診してください。
- ・異常行動がみられることもあるため、発症後、発熱している間はお子様が一人にならないようにしてください。
- ・けいれんをおこしたとき、呼びかけに回答しないときは、至急、病院を受診してください。
- ・発熱や咳が続くなど症状が残るときは、再度受診してください。

神戸市医師会

神戸市教育委員会